

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八十九条の二の十一第一項及び第二項並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十三条の二十三の十一第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条の二・第四十三条の三」を「第四十四条・第四十五条」に、「第四十三条の四・第四十三条の六」を「第四十六条・第四十八条」に、「第三章 障害者支援施設（第四十三条の七）」を「第三章 障害者支援施設（第四十九条）」に、「第四章」を「第五章」に、「第四十四条・第四十五条の三」を「第五十二条・第五十五条」に、「第五章」を「第六章」に、「第四十六条・第五十条」を「第五十六条・第六十条」に、「第六章」を「第七章」に、「第五十一条・第五十五条」を「第六十一条・第六十五条」に改める。

第十七条中「第四十三条の五第三項」を「第四十七条第三項」に改め、同条第四号中「第四十三条の三第二号、第四十三条の四第五項第二号及び第四十三条の五第六項」を「第四十五条第二号、第四十六条第五項第二号及び第四十七条第六項」に改める。

第二十六条の七中「第四十五条の三」を「第五十五条」に改める。

第五十五条中「第五十二条第一項各号」を「第六十二条第一項各号」に改め、同条を第六十五条とし、第五十四条を第六十四条とし、第五十一条から第五十三条までを十条ずつ繰り下げ、第六章を第七章とする。

第五章中第五十条を第六十条とし、第四十七条から第四十九条までを十条ずつ繰り下げる。

第四十六条中「第四十八条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条を第五十六条とし、第五章を第五章とする。

第五十五条の三中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、第四章中同条を第五十五条とし、第四十五条の二を第五十四条とし、第四十五条を第五十三条とし、第四十四条を第五十二条とし、第四章を第五章とする。

第三章中第四十三条の七を第四十九条とし、同章の次に第一章を加える。

第四章 手数料

第五十条 法第八十九条の二の十一第一項の規定により匿名障害福祉等関連情報利用者（法第八十九条の二の四に規定する匿名障害福祉等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名障害福祉等関連情報（法第八十九条の二の十に規定する匿名障害福祉等関連情報をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

第五十一条 法第八十九条の二の十一第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 都道府県その他の法第三十三条の二十三の三第一項第一号に掲げる者

二 法第三十三条の二十三の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行つ者

三 法第三十三条の二十三の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 内閣総理大臣は、匿名障害児福祉等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいざれかである場合には、法第三十三条の二十三の十一第一項の手数料を免除する。

前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名障害児福祉等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を内閣総理大臣（法第三十三条の二十三の十の規定により内閣総理大臣からの委託を受けて、連合会等が法第三十三条の二十三の三第一項の規定による匿名障害児福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行つては、連合会等）に提出しなければならない。

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

二 主務大臣は、匿名障害福祉等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいざれかである場合には、法第八十九条の二の十一第一項の手数料を免除する。

三 前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名障害福祉等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を主務大臣（法第八十九条の二の十の規定により主務大臣からの委託を受けて、連合会等が法第八十九条の二の三第一項の規定による匿名障害福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行つては、連合会等）に提出しなければならない。

四 法第八十九条の二の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

二 法第八十九条の二の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

三 法第八十九条の二の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 法第八十九条の二の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

（施行期日）

第一条 この政令は、令和七年十二月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第九条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第二項中「第四十三条の五第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条を第四十四条とする。

附則第二条の二中「第五十二条第一項各号」を「第六十二条第一項各号」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を削り、第三十二条を第三十二条とし、第三十三条を第三十二条とし、同条の次に次二条を加える。

第三十三条 法第三十三条の二十三の十一第一項の規定により匿名障害児福祉等関連情報利用者の二十三の三第一項に規定する匿名障害児福祉等関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の（法第三十三条の二十三の四に規定する匿名障害児福祉等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名障害児福祉等関連情報（法第三十三条の二十三の十に規定する連合会等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

前項の手数料は、内閣府令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、法第三十三条の二十三の十一第一項の規定により連合会等（法第三十三条の二十三の十に規定する連合会等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

前項の手数料は、内閣府令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、法第三十三条の二十三の十一第一項の規定により連合会等（法第三十三条の二十三の十に規定する連合会等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する者は、次のとおりとする。

一 都道府県その他の法第三十三条の二十三の三第一項第一号に掲げる者

二 法第三十三条の二十三の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行つ者

三 法第三十三条の二十三の三第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

内閣総理大臣は、匿名障害児福祉等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいざれかである場合には、法第三十三条の二十三の十一第一項の手数料を免除する。

前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名障害児福祉等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を内閣総理大臣（法第三十三条の二十三の十の規定により内閣総理大臣からの委託を受けて、連合会等が法第三十三条の二十三の三第一項の規定による匿名障害児福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行つては、連合会等）に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和七年十二月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条第二十三号中「第四十三条の三、第四十三条の四第五項及び第四十三条の五第六項」を「第四十五条、第四十六条第五項及び第四十七条第六項」に改める。

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)

第四条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。
第四十条第三項第八号及び第四項中「第四十三条の七」を「第四十九条」に改める。
(平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正)

第五条 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第三百九号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「第四十三条の五第一項」を「第四十七条第一項」に、「第四十三条の六」を「第四十五条」に改める。
四十八条に改め、同条第四項中「第四十三条の三」を「第四十五条」に改める。
附則第三条第三項中「第四十三条の三」を「第四十五条」に改める。

内閣総理大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 上野 賢一郎